

IFRS

Top 20 Tracker

Edition 2009



目次

ご紹介	03
1 IAS1号(財務諸表の表示)－表示上の論点:重要な判断について	04
2 IAS1号－表示上の論点:見積りの不確実性の原因となる主要な事項	05
3 現在の経済環境下での継続企業問題	06
4 会計方針－概論	07
5 収益	08
6 割引率	09
7 のれんの減損に関する開示	12
8 固定交換基準－IAS第32号	14
9 金融商品－認識及び測定に関する論点	16
10 金融商品－開示	19
11 連結に関する論点	23
12 法人所得税－信用危機の影響を受ける分野	25
13 株式報酬	26
14 退職給付制度	27
15 外貨換算の問題	29
16 後発事象	31
17 借入費用に関する新基準	33
18 2009年度から適用される主要財務諸表の変更点(2007年改訂 IAS第1号)	35
19 2009年に行われたその他の重要な基準の変更点	37
20 その他	39

ご紹介

このIFRS Top 20 Trackerは、2009年度にIFRSに準拠した財務報告を作成する際に企業が直面する可能性のある項目として、20の開示上・会計上の論点を取り扱います。 Grant・ソントン・インターナショナルのメンバーファームはIFRS適用業務における豊富な経験を積んでいます。 Grant・ソントン・インターナショナルは、IFRS専門チームを通して各種ガイダンスを提供し、各国のメンバーファームによる高品質で一貫したIFRSの適用業務をサポートしています。

* Grant・ソントン・インターナショナルは、会計・コンサルティング業界における世界の主要な会計事務所の一つであります。 Grant・ソントン・インターナショナルは、各々独立したメンバーファームから成る組織体です。

ここで取り扱う論点は、以下のものから選択されています。

- ・ 世界中の金融規制当局関係者から寄せられた意見や質問
- ・ 現在の経済状況の下で、より一般的になった実務上の課題
- ・ 2009年に発効したIFRSの変更

現在の経済環境が多くの企業の財務報告に重要な影響を与えることは避けられない状況になっています。 また、現在の市場環境では、広範囲にわたる論点に対して、多くの注意を払うことが要求されており、これらの問題は同時に、投資家や規制当局関係者が注目している事項でもあります。 そのため、本Trackerでは特にそれらの論点に焦点を当てて記載しています。

加えて、2009年にはIFRSの下で財務報告に求められる事項に今まで以上に多くの変更が生じることが予定されており、基準の新設及び基準や解釈の改正などいくつかの重要な変更が2009年より適用されることとなります。 これらに効率的に対処するためには、早期の計画と準備が不可欠です。 このため、以降のSectionでは、特に重要な変更点への対応について、経営者に注意を喚起することを目的としています。

なお、本Trackerはもちろん、企業が注意する必要がある項目を包括的にまとめたリストではなく、またIFRSの適用要件を詳細に記述するものでもありません。 本Trackerは、Grant・ソントンのメンバーファームのクライアントが直面する可能性のある主要な論点に着目することにより、経営者が優先順位をつける際の手助けとなることを目的としています。 企業にとって何が最重要論点となるかは、各企業の所在地、属している産業、おかれている環境により異なります。 しかし、我々は異なる企業においても共通する多くのテーマを把握しており、その理解を共有することを目指しています。 本Trackerが皆様のお役に立てば幸いです。

Grant・ソントン・インターナショナル
2009年3月

1 IAS1号(財務諸表の表示)－ 表示上の論点:重要な判断について

1-1 判断

IFRSの導入にあたり、経営者は、自社の会計方針の適用に関し、重要な判断を行わなければならないことが想定されます。IAS1号(財務諸表の表示)は、企業の会計方針の適用に際して、財務諸表の計上額に最も重要な影響を与えた経営者の判断を開示するよう求めています。実質的には、重要な判断は会計方針を適用するにあたり経営者が採用した方法についての見解です。(IAS 1.122)

経営者が行う必要のある判断の性質と範囲により、開示内容は企業ごとに大きく相違します。そのためモデル又は標準的な開示例というものはありません。財務諸表での開示が必要になる判断の範囲について、経営者は慎重に検討する必要があります。

特に経済の下降局面においては、投資家は財務諸表に関して経営者が行った判断を正確に知りたいと考えることから、この開示はさらに重要なものとなります。

IAS1.123には、通常開示が要求される可能性があり、投資家にとって重要と思われる判断のタイプのいくつかの例があげられています。例えば、以下の項目については検討が必要であると思われます。

- ・ 収益認識の時期－例えば、収益に付随するリスクと経済価値が実際に移転するのはいつなのか。
- ・ 減損の必要性の検討－特にその企業が重要なのれんを有する場合
- ・ 企業が子会社株式の過半数を保有しない場合の連結
- ・ リースの分類
- ・ 経済的資源の外部流出が見込まれる場合、引当金が認識されるべきかどうか。
- ・ 金融商品の負債/資本の分類方法

経営者は、上記の例示項目以外についても、事業活動に起因して必要となる具体的な判断の有無を検討する必要があります。該当する重要な判断がある場合には、開示する必要があります。

2 IAS1号—表示上の論点： 見積りの不確実性の原因となる主要な事項

2-1 見積り

経営者は、重要な判断の開示に加え、翌事業年度において資産・負債の帳簿価額に変動を及ぼすリスク情報(将来に関する主要な想定事項及びその他の見積りの不確実性に関する情報)を開示することを求められています(IAS 1.125)。

不確実な将来の事象がもたらす影響についての判断は、経営者が財務諸表との関連で行う最も主観的で複雑な見積りの判断となります。そのような事項の開示に際しては、財務諸表の読者が、記載されている不確実性のみならず、その不確実性が及ぶ範囲も明確に理解できるように配慮する必要があります。

IAS 1.129には、開示の対象範囲及び、財務諸表の利用者が経営者の判断を理解するのに役立つような開示方法についての例が挙げられています。

- ・ 想定事項やその他の見積りの不確実性の内容
- ・ 算定方法、想定事項及び見積りに対する帳簿価額の感応度及びその感応度の根拠
- ・ 不確実性について予想される帰結ならびに影響を受ける資産及び負債の帳簿価額に関し翌事業年度に合理的に発生しうる結果の範囲
- ・ 不確実性が解消されていない場合には、当該資産及び負債に関する過去の想定事項に対して行われた変更についての説明

経済の下降局面では、これらの開示は、Section1で扱った重要な判断と同程度に重要なものとなります。経営者が見積りを行う場合には、その見積りがその時点の経済環境に照らして適切であるかどうか、たとえば将来についての仮定が過度に楽観的でないかを確かめる必要があります。

見積りが非常に重要な領域には、次のようなものがあります。

- ・ 継続企業の検討を行う際の将来キャッシュ・フロー
- ・ のれん及びその他の資産の減損の有無を検討する際の将来キャッシュ・フローとそれに関連する想定事項
- ・ のれんについて減損テストを行う際に用いられる主要な想定事項の変更は合理的か否か
- ・ 引当金の測定
- ・ 繰延税金資産の計上を裏付けるに十分な課税所得の有無
- ・ 確定年金給付債務の測定

これらの例示は、考察の対象となりうる領域を示しています。しかしながら、企業は属している産業やおかれている環境等がそれぞれ異なるため、開示については慎重に検討する必要があります。経営者は、どの見積り項目が自社にとって決定的な重要性を持つかを定める必要があります。

3

現在の経済環境下での継続企業問題

3-1 継続企業

多くの企業は、予測可能な将来にわたり継続する企業であると推測されます。IFRSにおいては、経営者は、継続企業の下で財務諸表を作成し、それを適切であると結論づける場合、その判断の妥当性を立証する必要があります。経営者が、継続企業の下で財務諸表を作成する過程で、当該企業の継続企業としての存続能力に対して重大な疑問を生じさせるような事象又は状況に関する重要な不確定事項を発見したときは、その不確定事項を開示することが、IAS 1.125 で要求されています。

この開示は、経済の下降局面においていっそう重要なものとなります。

3-2 開示

財務情報を公表する場合に経営者は、設定した仮定、とりわけ企業が直面する状況を反映した仮定について説明することを求められます。昨今の環境下では、利用者に、財務情報の本質について知らせることの必要性が高まっているのです。

経営者は、年次報告書を作成するスケジュールの比較的早い時期に、このような報告に関する課題に取り組むことを求められるようになりますが、こうすることで、投資家の不信感を引き起こすような問題の発生を事前に回避することもできます。

財務報告目的上、継続企業の評価は、経営者の決算書承認日現在で行われます。そして、経営者の結論としては、次の3つが考えられます。

- 重要な不確実性はなく、それゆえ、継続企業としての存続能力に関して重大な疑義は生じない。
- 重要な不確実性が存在し、それゆえ、継続企業としての存続能力に関して重大な疑義が認められ、その結果、IAS第1号に基づき追加的な開示が必要となる可能性が生じる。
- 継続企業の前提を採用することは適切ではない。

経営者が上記のいずれの結論に到達するかにより開示すべき内容は異なります。特に追加的な開示が必要になる場合(上記2番目の結論)、開示文章の作成は複雑かつ困難になると予想されます。また、継続企業問題が会社にとって論点となりうる場合、経営者は、それに対応するために追加的な時間を見込まなければなりません。

4

会計方針—概論

4-1 方針

IAS 1号は、財務諸表の作成に際して採用された認識及び測定の基準、並びに財務諸表の理解に資するその他の会計方針の開示を求めています。当該会計方針は、IAS 8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従って決定されることとなります。

IAS 1号は、開示する会計方針は財務諸表の理解に資するべきものであるとしています。その意味するところは、財務諸表の理解に際して関係のない、あるいは不必要な会計方針は開示すべきではなく、もし、そのような開示がなされれば、財務諸表利用者にとって重要な会計方針が不明確となってしまう、ということです。逆に、会計方針が重要な項目に関連して適用されているなら、その会計方針は明確に開示しなければなりません。

IFRSへの移行にあたり、企業は自らの会計方針を再検討し、IFRSに準拠するために必要な事項について調整することとなります。

企業は毎期、会計方針が財務諸表の理解に資するものであることを保証するべく、当該会計方針の評価を実施する必要があります。例えば、一度も適用されたことのない会計方針や前期に適用を停止した会計方針は削除する必要があります。そうすることで、会計方針はより理解しやすいものとなるのです。

財務諸表で開示される会計方針は、すべての重要項目を網羅している必要があります。また、財務諸表の読者が理解できるように、会計方針は詳細に記載されなければなりません。特に、会計方針の選択適用が認められている項目については重要となります。

各国独自で異なる意味を有したり、またはIFRSに関係のない各国独自の会計基準用語は使わず、共通の専門用語を用いるよう留意する必要があります。

優れた会計方針とは、各項目がどのように認識されるか、その後どのように測定され、最後にどのように認識が中止されるかを明確に記載している会計方針をいいます。さらに、会計方針はIFRS基準書の一部をそのまま書き写したようなものではなく、実務上適用されているものを記載すべきです。

4-2 会計方針の変更

IAS8号14項により必要とされるときにのみ、会計方針を変更することができます。会計方針の変更が認められる(かつ、変更が必要とされる)のは、次の場合です。

- ・ 基準や解釈指針により変更が求められる場合
- ・ 取引の影響、その他の事象、企業の財政状態・経営成績・キャッシュ・フローの状況について、信頼性が高く、かつ、より財務諸表の理解に資する結果が財務諸表にもたらされる場合

また、IAS 8号では、公表されているが発効していない基準や解釈指針の影響についても開示を求めています。これについては、20章で検討いたします。今後予定されているいくつかの変更事項がありますが、それらは、2009年において重要な影響をもたらすことが想定されます。

5 収益

5-1 イントロダクション

収益の報告には注意を払う必要があります。というのは、収益は規制当局と投資家の双方が厳しく監視している領域だからです。経営者は収益の認識にかかる会計方針や収益の認識に関連して行った重要な判断を適切かつ詳細に財務諸表で開示しているかどうかについて確かめる必要があるでしょう（第1節参照）。

企業は収益認識基準を個々の取引の収益の認識にどのように適用したかを説明しなければなりません。この開示がなされていない場合には、収益を早く計上しすぎているのではないかとの疑いを持たれる可能性があります。

5-2 収益認識のタイミング

収益認識のタイミングやその他の収益に関する会計方針の変更を行う場合には、経営者は慎重に検討すべきです。

また、対価の分割払や前払は必ずしも役務の提供の事実を反映したものではありません。一般に、契約で定められている出来高支払と収益の認識のタイミングは連動しません。

企業が役務提供契約の早い段階にある場合、その取引の結果は信頼性をもって見積ることができない可能性があります。その場合、収益は回収可能と認められる部分についてのみ認識されるべきです。

5-3 工事契約

工事契約の成果が信頼性をもって見積ることができる場合には、その工事契約に関連した収益は期末日時点の工事の進捗度に応じて認識しなければなりません。

工事契約の成果が信頼性をもって見積ることができない場合には、発生した工事契約原価のうち、回収可能である可能性が高い部分についてのみ収益を認識し、かつ、工事契約原価は発生した期の費用として認識すべきです。

5-4 収益の測定

対価の繰延べ

収益は公正価値により測定することが求められているため、代金延払条件で販売を行っている場合には、割引計算が収益認識に及ぼす影響を考慮する必要があります。割引計算の結果が現在の収益の金額に重要な影響を及ぼす場合には、収益は現在価値で測定すべきです。

不良債権のリスク

収益は対価としての売上債権の公正価値で測定すべきです。したがって、販売時点で債権の回収可能性に関するリスクを認識している場合には、回収不能のリスクを考慮に入れた公正価値を算定しなければなりません。

6 割引率

6-1 イントロダクション

IFRSでは、資産及び負債を測定するときの基礎として、割引率を用いるケースが多くあります。その際に用いられる割引率は、測定の対象となった資産及び負債に対して適用される基準によって決められています。

現在の経済状況においては、負債コストや資本コストに様々な変化が生じ、その結果として割引率も変化しました。そのような状況の中、割引率自体についての検討が行われるようになってきています。そこで、このセクションでは、様々な会計基準の割引率の条件を検討します。

6-2 従業員給付—IAS第19号

IAS第19号「従業員給付」では、給付建債務の現在価値を計算する際に、報告書日現在の優良社債の市場利回りを参照して決定することが求められています。

昨年一年間で、割引率は大きく変化しました。割引率に関連する市場利回りを見積もるための標準的な指標は数多くあるため、それぞれの指標をもとに決められる割引率は大きく異なる可能性があります。

割引率は給付建債務の評価に重要な影響を与える可能性があるため、経営者は割引率を決定するにあたって、適切な指標を選ぶとともに、選択した指標に何らかの調整を行うべきか否かを検討する必要があります。その際に経営者が検討すべき論点には以下のようなものがあります。

- ・ 給付建債務の計算期間（指標として用いられる社債の償還期間は、給付建債務の計算期間と整合させる必要があります。）
- ・ 割引率に使用された指標とその構成要素（社債の発行会社が流動的な問題を抱えている場合には、格下げすべきにもかかわらず、優良社債として指標に含まれている可能性があります。）
- ・ 指標を調整すべきか否か、調整すべきと判断した場合には、その調整の内容と理由

経営者は、上記の論点について考慮した上で適切な割引率を決定し、その根拠を明確に文書化することが必要です。

6-3 資産の減損－IAS第36号

IAS第36号「資産の減損」で定められているように、資産またはキャッシュ生成単位(以下、CGU)の使用価値を計算する際には、税引前割引率を使用しなければなりません。

この割引率は以下のものに関する現在の市場評価を反映したものであることが必要です。

- ・ 貨幣の時間価値
- ・ 将来キャッシュ・フローの見積りが修正されていない、当該資産に固有なリスク

貨幣の時間価値についての現在の市場評価及び当該資産の固有のリスクを反映する利率は、企業が当該資産から得られると期待するキャッシュ・フローを発生させる投資について投資家が要求する収益です。

現在の市場環境では、負債コスト、資本コストのいずれも上昇する傾向にあります。この上昇によって使用価値の計算に使用される割引率も上昇するため、キャッシュ・フローの現在価値(資産もしくはCGUの回収可能金額)は潜在的に減少することになります。

IAS第36号では、適用する割引率を可能な限り市場利率から入手することが要求されていますが、市場利率が入手できない場合には、市場利率を見積もることになります。割引率を見積もる際の出発点として、企業は自己の加重平均資本コストを考慮に入れることが考えられます。しかしながら、その場合、当該資産のキャッシュ・フロー見積りに固有のリスクを見積り、逆に当該資産のキャッシュ・フローに関係のないリスクを排除する調整が必要です。

一般的に、リスクが増大している状況においては、割引率はより高くなり、結果として使用価値(あるいは回収可能価値)の低下につながっていきます。基準においては、以下のリスクについて考慮すべきとされています。

- ・ カントリーリスク
- ・ 為替リスク
- ・ 価格リスク

例えばセグメントに配賦されたのれんなど、複数の異なる資産もしくはCGUについて減損テストが行われたときには、それぞれに使用される割引率はそれぞれの資産もしくはCGUに固有のリスクを反映したものである必要があります。

6-4 割引率が必要になり得るその他の領域

株式報酬—IFRS第2号

株式報酬取引のもとで付与されたストック・オプションの公正価値を算定する際に利用するオプションの価値算定モデルにおける検討要因の一つにリスクフリーレートがあります。

引当金、偶発負債及び偶発債務—IAS第37号

引当金は、貨幣の時間価値の現在の市場評価とその負債に固有のリスクを反映した税引前割引率をもってその現在価値が認識されなければなりません。

金融商品：認識と測定—IAS第39号

特定の金融商品の公正価値の測定及び金融商品の減損の測定では、割引率の使用が求められます。

例えば、複合金融商品の負債部分の公正価値の計算においては、類似の負債性商品から入手可能な利子率を反映した市場利子率を使用することが求められています。ここで、“類似の負債性商品”とは、類似の期日、キャッシュ・フローパターン、為替、信用リスク、担保、利子の計算基礎をもつ商品を意味しています。

6-5 終わりに

IFRSにおいては、財務諸表の様々な領域で割引率の利用が求められています。

現在世界各地では市場の混乱が起きています。これは、割引率が従来のもものと実質的に変わってしまったということを意味しているのかもしれませんが。

経営者は、適切な割引率を選択し、その理由を明確にするとともに、文書化することが必要です。そうすることで、経営者自身が選択した割引率が関連する会計基準に準拠しているというを確認することができます。

7 のれんの減損に関する開示

7-1 注目度がさらに高まっている論点

多くの国で経済状況が悪化しているため、投資家及び規制当局は、のれん残高に対して懸念を表明することが多くなっています。企業が売上や粗利率の低下を報告するときには、のれんを計上した際の仮定を見直さなければなりません。

重要なのれん残高を有する企業グループにとって、のれんの減損に関連する処理は年次財務諸表の開示に大きな影響を与えます。どのグループも、全ての資産が期末に減損の検討がなされているかを慎重に見極める必要があります。

のれんの減損テストとそれに係わる財務諸表の開示については、年次報告書作成過程の早い時期から優先事項として検討する必要があります。以下では開示に関連する主要な論点に焦点を当てて解説いたします。

7-2 資金生成単位を基礎とするテスト

IAS第36号「資産の減損」はのれんの減損テストを資金生成単位、または資金生成単位グループを基礎として実施することを求めています。のれんを企業結合のシナジーから便益を得る資金生成単位に配分し、減損検討が適切な水準で実施されることは極めて重要です。

のれんの価値は、少なくともIFRS第8号に準拠したセグメントの水準までは細分化して配分する必要があります。企業の資金生成単位が多ければ多いほど、のれんの配分はより複雑になります。

IAS第36号では、ある資金生成単位の簿価を上回る回収可能額の超過額を他の資金生成単位の不足額と相殺する、資金生成単位間の調整は認められていません。

7-3 資金生成単位に特有の仮定

減損検討の基礎となる仮定は、資金生成単位に特有のものでなければなりません。これには、例えば、成長率と割引率が含まれます。割引率は第6章でより詳しく検討されています。

要約すると、割引率は貨幣の時間的価値に関する現在の市場評価を反映している必要があること、及び将来キャッシュ・フローの推定を行う資産に特有のリスクは調整されていないこと、この2点を認識することが大切であるということです。割引率は現在の経済環境の影響を受けており、その経済環境が企業の資本コストと負債コストを共に増加させているかもしれません。

さらに、割引率が高ければ高いほど、減損の可能性は高まります。

7-4 予測キャッシュ・フロー

IAS第36号は、予測キャッシュ・フローは合理的で根拠のある仮定、及び経営者が承認した最新の予算ないし予想を基礎とする必要があるとしています。予算や予想を基礎とするどのような予測も通常は5年間で限度とされています。これを超える予測では、通常、安定的または逡減する成長率での推定値が使用されます。この成長率は、製品、産業、国その他の関連する平均値より高い率となる十分な根拠が示されない限り、その平均値が上限となります。

現在の経済状況では仮定、予算、予想、及び予測成長率を再検討する必要があるとあり、多くの場合にはそれらは引き下げられることになるでしょう。企業は、IAS第36号で認められている5年間でさえ、根拠ある予想を準備するのは困難かもしれません。

最近の経済情勢の下では、転がし方式で従来の計算を更新するというより、新規に詳細な計算をすることが求められるでしょう。

7-5 見直しの時期

各年の減損の見直しは期末に実施する必要はありませんが、少なくとも各年に1回、通常は毎年同じ時期に実施する必要があります。

毎年の検討に加えて、IAS第36号は、財務報告日に減損の兆候があるかどうか、そして兆候がある場合には減損テストの実施を求めています。最近の経済状況では、そのような兆候が現実のものとなる可能性が高まっています。

したがって、もし減損検討後に減損の兆候が生じた場合には、期末日の数ヶ月前にすでに実施された年1回の検討結果に依拠することは十分な対応とはいえず、再検討が必要になります。

7-6 開示

いくつかの特定の開示項目は、今後の数ヶ月間に規制当局及び投資家により検討されることになる予定です。主要な開示項目は以下のように議論されています：

- ・ 情報が有益で有用なものであるためには、該当するビジネスに特有ものである必要があります。
- ・ 主要な仮定の認識と測定の方法についての注記情報は詳細で具体的であり、経営者の推定方法を説明するものである必要があります。
- ・ 企業は資金生成単位ごとに情報を開示する必要があり、特に重要なのれんの金額が複数の資金生成単位に配分される場合には当該開示が求められます。
- ・ 企業は仮定がどの程度まで外部情報と整合しているのかを記載する必要があります。これは特に最近の経済環境では重要となります。
- ・ 主要な仮定の及ぼす効果を検討し、資金生成単位間の相違を開示する必要があります。
- ・ 合理的に予見できる主要な仮定の変化により減損が発生する場合には、IAS第36号はその影響額の開示を求めています。最近の経済の動向を前提とすると、この開示が求められる場合が従来よりも多くなると予想されます。

7-7 結論

最近の経済環境では、要求されるのれんの減損に関する開示情報を企業が提供することは極めて重要です。減損に関する検討が終了した後、すぐに、経営者はIAS第36号で要求される開示の手続を開始して、高水準な開示を準備するために十分な時間を確保する必要があります。

8

固定交換基準－IAS第32号

8-1 はじめに

最近の経済環境下では、負債による資金調達を試みようとする企業は、普通社債よりも、転換社債を発行する傾向にあります。この違いが、IFRSにおいては、全く異なる会計処理につながるがあります。この章では、経営者に、この基準とは何かということとそれに関連する問題をご紹介します。

8-2 固定交換基準とは、何でしょう？

IAS第32号(金融商品:表示)で示されている、いわゆる「固定交換基準」を満たさない企業があったために、一昨年(2008年)は多くの議論が生じました。これは、決済時、例えば、転換社債の転換時に、発行者が、発行者自身の資本性金融商品を引き渡すことを要求されるか、又は要求される可能性がある金融商品に関連します。問題は、IAS第32号では、金融商品は金融負債でない場合に限り持分となるという点です。発行者自身の資本性金融商品で決済されるか、又は決済される可能性がある金融商品、又はその構成部分が、持分に分類されるためには、固定交換基準を満たさなければなりません。

固定交換基準とは、IAS第32号において、これを満たせば、その金融商品が資本性を有することを意味するという特有の要件です。簡単に言えば、ある金融商品が、企業自身の資本性金融商品の発行により決済されるか、又は決済される可能性がある場合、当該金融商品は、その決済が固定額の現金その他の金融資産を企業自身の資本性金融商品の固定数と交換することによって行われる場合にのみ、資本とすることができます。この要件を満たすこと、または、満たさないことの意味を理解することはとても重要です。なぜなら、この要件をみたすかどうかによって会計処理が全く異なってしまうからです。

IAS第32号第11項には、金融負債の定義が含まれており、それには2つの要件があります。1つ目の要件は、現金を支払う、もしくは、潜在的に不利な方法で金融商品を交換するという契約上の義務があるということです。2つ目の要件は、契約が企業自身の資本性金融商品をもって決済される可能性があるということです。このような契約は、金融負債(債務)になる場合もあれば、持分になる場合もあり、それは固定交換基準次第といえます。

8-3 転換社債

それでは、転換オプションを持つ転換社債について考えてみましょう。固定交換基準で、この転換オプションをどのように会計処理すべきかが決まります。

転換オプションに関してこの基準を満たせば、IAS第32号第25項により、それは複合金融商品ということになります。負債部分は現金を支払う義務であり、持分部分は転換オプションを表します。発行時の負債部分の公正価値は、市場レートで割り引いた普通社債（転換権なし）のキャッシュ・フロー債務を参考にした割引キャッシュ・フローに基づき計算されます。持分部分は、単に負債部分を控除した残額として計算されます。

転換オプションが固定交換基準を満たさない場合、事態はより厄介になります。企業は、その金融商品全体を負債として会計処理しなければなりません、その負債は事実上、組込デリバティブの本体契約になります。IAS第39号では、多くの場合、企業は組込デリバティブを本体契約から切り離し、公正価値で評価し損益に計上しなければなりません。

このような転換オプションを評価するには、評価の専門家の利用が必要となりますので、費用も時間もかかることになるでしょう。

8-4 変動的な条件

転換社債が変動的な条件を含んでいる場合は、もっと複雑になります。通常、変動的な条件は、出資者が取引の前で同一の持分条件を維持するために設定されます。つまり、単に株主の持分比率を同一に保つための調整が生じます。

問題は、多くの発行条件がそれ以上の内容を持ち、その結果、当該オプションが固定交換基準を満たすことができなくなるということです。たった一つの条件を満たさないだけでも固定交換基準には通らず、そうすると転換オプションは組込デリバティブ負債として会計処理しなければならなくなります。

現在のマーケットで新たに転換社債を発行しようとする企業は、注意する必要があります。発行する転換社債をどう会計処理するかについての理解を期末まで先延ばしにすることは適切ではありません。上述しましたように、固定交換基準を満たさないと、転換社債の会計処理と開示は全く異なったものとなる可能性があるのです。

8-5 転換条件の修正

企業が直面している財政難から、社債権者は、融資を引き上げるより、転換条件の修正に同意することがより一般的になると思われます。そうなった場合、企業は、この修正が、金融商品に対する著しい修正の取扱いに関するIAS第39号第40項の規定からどのような影響を受けるかについて、注意深く考慮する必要があるでしょう。その修正により、条件が著しく異なるものとなるのであれば、IAS第39号に従い、それは原金融負債の消滅と新しい金融負債の認識として会計処理することが求められます。

9 金融商品-認識及び測定に関する論点

9-1 IAS第39号

IAS第39号「金融商品-認識及び測定」は複雑なルールを定めた基準であり、多くの企業にとって重要な課題を提起する基準です。IAS第39号は金融商品の認識と測定に関する原則を定めた基準です。

9-2 基準の改正

IASBは2008年10月に「金融資産の分類変更」(IAS第39号「金融商品-認識及び測定」及びIFRS第7号「金融商品-開示」の修正)を公表しています。この修正は、金融危機により生じた問題に対するIASBの対応策の一つです。

修正内容としては、米国基準(US GAAP)の下で既に認められているものと類似した(しかし同一ではない)資産の分類変更の可能性をIFRSに導入しています。

この修正により、以下のことが可能になります。

- ・ 特定の状況下で非デリバティブ金融資産について、損益を通じて公正価値評価を行う分類から、行わない分類へ再分類すること。
- ・ 売却可能金融資産として分類していた資産について、当初、売却可能金融資産に分類していなかったとしたら、貸付金及び債権の区分の定義を充足していた場合で予測可能な将来又は満期まで保有する意思及び能力がある場合には、貸付金及び債権の区分への変更ができるようになった。

この改正の適用期日は2008年7月1日であり、現時点では上記の再分類を行うことができます。

9-3 組込デリバティブ

組込デリバティブは多くの企業にとって、依然として課題の多い領域です。本20Trackerでは、第8章において、転換社債に含まれる転換オプションが固定交換テストをクリアしなかった場合には、当該オプションを組み込みデリバティブとして会計処理を行うことについて、言及しました。

組込デリバティブは単に主たる契約に付随したデリバティブです。すなわち、組込デリバティブは個別の契約が必要となるものではなく、他の金融商品もしくは非金融取引に組込むことができるものであり、デリバティブ期間においては、あたかも独立したデリバティブのように機能するものです。

組込デリバティブを認識する上で重要な問題の一つは、組込デリバティブの多くが市場習慣や一般的な契約締結を通じて気づかずに作り出されているということです。

金融工学によって意図的に作り出された組込デリバティブはより容易に認識できます。

一般的な例としては、早期払オプション(発行者が早期に債権を払い戻すオプションを持つ)や外貨売り注文・買い注文があります。

組込デリバティブは、それが主契約と密接な関連性にあるとみなされる場合を除いて、主契約と切放し、独立したデリバティブと同様に、損益を通じて公正価値評価を行うことが求められます。

何が密接な関連性に該当するのかについては、IAS第39号に詳細なルールが定められています。

金融商品の契約条項を明確に理解し、それに基づいて個々の金融商品を見ることは極めて重要です。

通常、企業は組込デリバティブの公正価値評価をするために専門家の助けを必要とするので、決算の最後になって組込デリバティブに取り組むようなことがあれば、企業の決算がスケジュールどおりに進まなくなる可能性もあります。

9-4 ヘッジ会計

IFRSの下では、ヘッジ会計を純粋に適用するかどうかについて企業が選択できるものですが、企業はヘッジ対象をヘッジするためのデリバティブから生じる利益の変動性を低減するために、ヘッジ会計の適用を選択する可能性があります。

しかし、ヘッジ会計は自由に選択可能というわけではありません。

ヘッジの開始時に、規定された詳細な文書化が要求されているので、期末の財務報告プロセスまでの間にヘッジ会計の適用を決定することはできないのです。

しかも、多くのヘッジはIAS第39号の詳細なルールによってヘッジ会計適用対象外とされています。

加えて、交渉をするための複雑な有効性テストを行わなければなりません。

ヘッジ会計の適用に際して、論点となりうるものとして注意が必要なのは次のようなことです。

- ・ヘッジについて詳細に文書化しなければなりません。文書化においては、ヘッジ対象とヘッジ手段を明確にし、頻度を含めて有効性テストがどのように行われているかを認識する必要があります。
- ・有効性をテストする-ヘッジの無効性はほんとうにゼロでしょうか？
我々の経験に基づくくと、有効性が100%となることはほとんどないと考えられることから、ヘッジの無効性の影響が開示されていることが期待されているでしょう。
- ・キャッシュ・フロー・ヘッジでリサイクルを行う場合には、会計処理を行い、財務諸表上で開示する必要があります。

キャッシュ・フロー・ヘッジが存在する場合には、ヘッジ手段の累積的公正価値の再測定値のリサイクルを財務諸表に含めることが期待されています。

純資産に繰り延べられた公正価値の再測定値は、ヘッジ対象が損益に影響を及ぼすようになったとき、あるいはヘッジ対象が非金融資産または負債と認識された際に、リサイクルが必要となります。

9-5 金融資産の減損

損益を通じて公正価値で測定されない金融資産については、IAS第39号が定める減損が要求されません。

現在の経済状況下では、減損を求められることは財務諸表に極めて重大な影響を及ぼす可能性があります。重要論点のいくつかを以下で議論します。

IAS第39号の減損モデルは、2段階のアプローチを採用しています。

第一段階では、企業は各報告期間末に金融資産の減損を示す客観的な証拠があるかどうか調査します。

第二段階では、減損を示す証拠が存在した場合には、企業は減損の金額を決定し、減損損失を包括利益計算書に記録します。

IAS第39号が規定する測定カテゴリ間で減損損失の測定と認識のルールは大きく異なります。

償却原価で測定される金融資産についてはまず、重要性のある金融資産ごとに、客観的な減損の証拠が存在するかどうか調査します。

重要性がなく個別に減損を検討しなかった金融資産については、類似の資産をグループ化して減損の検討を行います。

資産の簿価と見積り将来キャッシュ・フローの現在価値の差額を減損損失の額とします。

売却可能な持分投資については、公正価値が取得価額を下回っている場合に、それが減損によるものであるかどうかを検討することが最も重要です。

減損により公正価値が取得価額を下回っている場合には、減少部分を持分から減額し、包括利益計算書で費用として認識しなければなりません(いわゆる、再分類の調整)。

それらの金融資産が減損するのは、客観的な減損の証拠がある場合か、公正価値に重要かつ継続した低下がみられる場合です。

個々のケースに固有の事実や状況を注意深く分析し、それに基づく判断が求められています。

売却可能な持分投資の減損損失は損益として認識されますが、損益を通じて戻し入れることはできません。

売却可能負債商品については、減損の客観的な証拠はIAS第39号にある負債型資産についての基準に基づき、概して債務者が返済困難に陥っている可能性がある証拠として記載されることがあります。

売却可能負債商品の減損損失は包括利益計算書で認識され、ある状況下では損益を通じた戻入れが行われます。

10 金融商品-開示

10-1 IFRS第7号の重要課題

IFRS第7号「金融商品-開示」が2007年1月1日以降開始事業年度から適用されました。この基準によって金融商品に関する開示内容がより広範囲となり、IFRSに準拠して作成されている財務諸表に重大な影響をもたらすこととなりました。

世界的に景気が悪化している現在においては、その影響は、とりわけ重要であるといえます。

IFRS第7号が実際に適用された結果、その開示について様々な困難があることがわかりました。そこで、この章では主な開示上の諸問題について以下に列挙します。なお、IFRS第7号については、2009年1月1日以降開始事業年度から適用開始の改正IFRS第7号に留意すべきなのは言うまでもありません。改正IFRS第7号は10-9に記載されていますので参照してください。

10-2 IAS第39号の分類ごとの開示

IFRS第7号第8項では、財務諸表に含まれる金融商品の認識と測定について規定したIAS第39号「金融商品-認識及び測定」で定義されている分類ごとの開示が要求されています。これらは通常注記として開示されますが、省略されたり、誤っていたりするケースがしばしばありました。根本的に、企業はIAS第39号に準拠し、かつIFRS第7号の開示を可能にするため、金融商品を認識し、分類できなければなりません。

10-3 満期分析及び流動性リスク

IFRS第7号のAppendix Bに、企業が従うべき詳細なルールが定められています。留意すべきポイントを以下に列挙します。

- ・ 分析は、買掛金も含む金融負債や、ファイナンスリースのようにIAS第39号の範囲には入っていないがIFRS第7号の対象となっている項目のすべてを対象とする
- ・ 満期分析で記載される金額は、約定の割引前キャッシュ・フローとする(そのため、その金額は貸借対照表の計上額とは異なる)
- ・ 分析に用いる期間は、最も早くその支払いが要求される可能性のある日にすべきである

満期分析は、ビジネスで利用されている情報に基づいて企業がどのように流動性リスクを管理しているかに関するサマリーデータに情報を付加しているという事実において重要です。また、流動性リスクがどのように管理されるかについて説明することも同様に重要です。例えば以下のようなものがあります。

- ・ ファシリティローンの未引き出し分
- ・ 資金調達手段の重要な集中
- ・ 現金支払い義務を履行するための適切な期間内で金融資産を売却する能力

流動性リスク開示において改正された内容は、2009年1月1日以降開始事業年度から適用されます(10-9参照)。

10-4 感応度分析の開示

IFRS第7号第40項では、それぞれの市場リスクのタイプ(金利リスク、為替リスク、その他の価格リスク(例えば物価リスク))ごとに感応度分析を開示することが求められています。感応度分析とは、合理的な可能性のある適切な指標の変化によって、損益及び資本の部がどれだけ影響を受けるのかを示すことを目的としており、比較形式で開示されます。また、この基準では、感応度分析を作成するのに使用した方法及び仮定の開示も求められています。

10-5 リスクの集中

IFRS第7号第34項(c)では、他の開示で表示されていない場合には、信用リスク、流動性リスク、市場リスクの集中の開示が求められています。当事業年度において、議論されるべき問題がいくつかあります。

- ・ 信用リスクの集中-これは、残高の大きな特定の取引先がある場合、もしくは少数の取引先しかない場合に関係がある。これらの取引先については、企業名の開示は必要ないとしても内容についてのいくらかの開示は必要
- ・ 資金調達手段が少ない場合には流動性リスクになる可能性がある
- ・ 為替リスクに対するエクスポージャーの集中も同様に関係がある

10-6 期日超過の開示

借入先が契約で定められた期日が到来した時点で支払いを履行しない場合、それは「期日超過」となります。IFRS第7号では期限を超過した債権の年齢を開示することが求められており、この開示は売掛金について特に重要です。なお、この開示は債権の年齢分析と同義ではありませんので留意が必要です。

10-7 ヘッジ勘定の開示

企業がIAS第39号のヘッジ勘定を採用していた場合、IFRS第7号は固有の開示をしなければなりません。これらの詳細についてはIFRS第7号第22項から第24項にあります。一般的には以下のことが求められています。

- ・ ヘッジ対象とヘッジ手段についての明瞭な記述
- ・ ヘッジの対象となった会計項目の明示
- ・ 非有効部分の開示
- ・ キャッシュ・フローが発生すると見込まれる期間及びそれらが損益に影響を与えることになると見込まれる期間(キャッシュ・フロー・ヘッジの場合)

10-8 景気悪化-何に留意すべきか

金融商品に関連する厚い開示が一般的に求められています。公正価値の開示は、市場が活発でない場合には簡単に情報が入手できない可能性があり、その場合には、より複雑な仮定に基づく評価技法が必要となります(10-9での改正内容参照)。しかも、このような経済環境下では、信用リスクや流

動性リスクに関連して、期日が経過し減損となった項目が潜在的により多く存在しているでしょう。そのような状況では、経営者は減損していない全てのものの信用力についてより詳細に検討する必要があります。さらに、感応度分析についての要求もあります。それは、ちょうど0.5%の金利というような、合理的に可能な変化以上のものではありません。最後に、経営者は、財務に関連する不履行もしくは違反、及びそれらについて要求される開示のレベルについて、注意深く考慮することが必要になります。

企業が開示する金融商品に関連した情報がより多くなっていくにつれ、IFRS第7号「金融商品-開示」のレベルもより高くなっていく傾向にあります。

10-9 2009年適用開始のファーストトラック改正の影響

2009年3月に、IFRS第7号「金融商品-開示」の改正について議論しました。この改正は、金融商品の公正価値と流動性リスクを企業がどのように測定しているかについての情報をより多く開示することを目的としており、IASBによる信用危機に対する対策の一部として実施されているファーストトラック改正のうちの一つとして存在しています。改正は2009年1月1日以降開始事業年度から適用されますが、比較情報としての金額を遡及修正する必要はありません。よって、経営者は2009年12月31日の年度末に向けて、基準に準拠するために必要な情報を把握するための仕組みと手続を準備することが求められます。

公正価値の測定

IFRS第7号では、金融商品の公正価値がどのように測定されるかについてのより多くの情報が求められています。今回の改正では、貸借対照表において公正価値で測定されたすべての金融資産および負債について、三段階の公正価値のヒエラルキーの開示が求められることになりました。

新しい開示では以下のものがカバーされています。

- 全額を分類した公正価値のヒエラルキーのレベル
- 観察可能な市場情報に基づかないインプットを使用する評価手法で算定した公正価値(この算定のために、期首残高から期末残高への調整過程も開示対象に含まれる)
- 異なった公正価値のヒエラルキーのレベル間の組替と、その組替の理由

この開示内容の基本的なコンセプトは、金融商品の測定の「質」を開示することにあります。これらの新しい開示は、投資家にとって重要な情報であると期待されています。とりわけ、金融市場が活発でない現状においては、したがって、経営者はこれらの開示のために十分な検討時間を確保すべきです。

流動性リスク

IFRS第7号の改正の2つ目として、企業の流動性リスクについての開示を拡充しています。流動性リスクとは、企業が現金もしくは他の金融資産によって、金融負債に関連した債務を履行するにあたり、困難に直面するリスクとして定義されます。今回の改正により、以下の開示が行われます。

- 残余の契約上の満期までの期間を示す非デリバティブ金融負債の満期分析
- デリバティブ金融負債の満期分析(契約上の満期日がキャッシュ・フローの時期の理解に基本的である場合には、残余の契約上の満期期間を含む)
- デリバティブ金融負債及び非デリバティブ金融負債に固有の流動性リスクをどのように管理しているかの記述

従前のIFRS第7号における流動性リスクの開示からの最も重要な変化は、デリバティブ金融負債についての開示です。改正された流動性リスクの開示によって、企業は自社が保有するデリバティブに関連する流動性リスクをどのように管理しているかについて、より明確に説明することができますし、またそれはとても有益でもあります。流動性リスクは現在の経済状況において投資家にとって重要な情報です。その中でも特に、企業がどのように流動性リスクを管理しているかの詳細な情報を投資家は重要視する傾向にあります。

11

連結に関する論点

11-1 イントロダクション

現在の経済環境のもとでは、連結に関連するいくつかの検討課題があります。どの企業を連結財務諸表の範囲に含めるかを経営者が再評価する必要があり、これは特に、特別目的事業体との契約やその他の関係を経済状況に応じて修正しなければならなくなった場合に重要です。企業結合の会計処理及び測定に関する論点も注目されます。

11-2 被支配企業の連結

全ての被支配企業は連結されなければなりません。IAS第27号「連結及び個別財務諸表」では、支配とは、ある企業の活動からの便益を得るために、その企業の財務及び営業の方針を左右する力と定義しています。IAS第27号はまた、支配の有無を評価する際に、ある企業の支配持分を取得するために現在の権利行使可能な全てのオプションを考慮することを求めています。

特別目的事業体

特別目的事業体(SPE)と呼ばれる、限定された特定の目的のために設立される事業体があります。IAS第27号で規定する通常の判断基準を適用すれば、これらの特別目的事業体を支配していることにならない、と主張する企業があるかもしれませんが、SIC第12号「連結—特別目的事業体」では、企業が実質的に特別目的事業体を支配している場合には、連結することを求めています。

企業が特別目的事業体との契約関係を修正しなければならない場合には、経営者は連結の範囲を再検討する必要があります。また、ある事業体を連結すべきか否かの意思決定が企業の連結方針の適用において重要性が高い場合には、追加開示の必要があります。

11-3 企業結合

経営危機下の企業結合

現在の景気下降局面では、経営危機にある企業の企業結合が生じるかもしれません。そのような状況では、企業結合を完了させるまでのスケジュールは極めて短くなる可能性があります。経営者は、会計上の影響を検討するための時間を十分に確保する必要があります。経営危機の状況で行われる企業結合では、重要な虚偽表示が生じる可能性が高まります。

公正価値測定

IFRS第3号「企業結合」では、企業結合の対価、及び取得した識別可能な資産及び負債の額を決定する際に公正価値を使用することを求めています。これらの公正価値の測定は、特に現在の経済状況では困難な場合があります。そのため、経営者はいかなる公正価値も適切に算定する、より厳密に言えば、現在の市場の不確実性のもとでも可能な限り適切に算定することが重要となります。IAS第1号の判断と見積りに関連する開示も考慮する必要があります(第1章及び第2章を参照)。

ED 10: IASBが新連結基準を提案

IASBは信用危機への対応の一環として「連結財務諸表」という公開草案を公表しました。公開草案はオフバランスシート活動に関するIASBの包括的な再検討の一環であり、報告企業、特に銀行による証券化や他のより複雑な金融手法を使った特別なストラクチャーの利用に関するものです。

G20や識者は、現在の規定が、開示すべき残高を貸借対照表にきちんと計上させているのか、懸念を抱いています。公開草案は、原則主義に基づく新しい企業の支配の定義を提示することにより、これらの懸念に対処することを目的としています。この定義はさまざまな状況に適用でき、特別なストラクチャーを利用することにより連結を回避することがより困難となります。また、公開草案は開示の強化も含んでおり、報告企業による特別なストラクチャーの利用の程度、及びその特別なストラクチャーにより企業がさらされるリスクを投資家が評価できるようにするものです。

12

法人所得税-信用危機の影響を受ける分野

12-1 相殺

IAS第12号「法人所得税」は、当期税金資産と負債、及び繰延税金資産と負債の相殺を認めています。当期税金資産と負債が相殺されるのは、企業が認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利を有し、純額で確定させるかまたは資産を実現させると同時に負債を確定させる意図を有する場合に限られます。繰延税金資産が繰延税金負債と相殺されるのは、企業が当期税金資産を負債と相殺する法的に強制力のある権利を有し、繰延税金資産と負債が同一の税務当局に課税される法人所得税に関するもので、かつ次の場合に限られます。

- ・ 同一の納税企業体に課税されたもの
または
- ・ 異なる納税企業体に課税されたものであるが、それら法人が当期税金負債を純額で確定させる意図を有するか、または資産を実現させると同時に負債を確定させる意図を有する場合で、将来に重要な繰延税金が解消されることが予想される場合

現在の経済環境では、税金負債、そして負債総額が相殺により過少に計上されていないかが、新たに注視されることになるでしょう。繰延税金資産を認識できるか否かを確かめるために、相殺後の勘定残高は、より詳細に吟味される必要があると思われます。

12-2 繰延税金資産の認識

繰延税金資産は一定の限定された状況でのみ認識することができます。一般的には、繰延税金資産は将来減算一時差異が解消する際に、発生する可能性が高いと思われる課税所得の範囲内でのみ認識されるべきです。

繰延税金資産の回収可能性の評価は、同一の課税当局に関して、同一の納税企業体の同一の期間における将来減算一時差異の解消に対して、十分な将来の課税所得が見込めるかどうかによって依存します。

未使用の欠損金の存在は、将来の課税所得の発生を見込むことが困難であろうという強い証拠となります。このため、ある企業が近年に何度も損失を計上している場合には、将来減算一時差異を解消するに十分な課税所得が計上されることを確信させる証拠がある場合のみ、繰延税金資産を認識すべきです。

十分な将来加算一時差異がない場合に繰延税金資産を認識するためには、そのような課税所得が生じるということを確認させる証拠が求められます。現在の経済環境では、そのような証拠を挙げるのはより困難であると思われ、証拠が得られない場合には繰延税金資産は認識できません。

何度も損失を計上しているが繰延税金資産を認識する場合には、経営者はIAS第12号により追加開示が求められることに留意が必要です。

13 株式報酬

13-1 株式報酬

多数の従業員に対する報酬の一つとして、株式報酬があります。現在の経済状況下においては、この株式報酬の制度が様々な影響を受けています。

13-2 持分決済型株式報酬

現在の環境下では、持分決済型株式報酬を導入していても、業績条件が満たされないために権利確定ができないものもあるでしょう。権利確定できないオプションの会計上の影響は、その理由に応じて異なります。市場以外の業績条件(例えば、収益目標)を、実際にも、あるいは、予想でも満たせないことから権利確定に至らないのであれば、既に計上した株式報酬費用を戻し入れることになります。これに対して、市場条件(例えば、株価目標)の未達成のために権利確定に至らない場合は、戻し入れは一切行いません。

しかしながら、ストック・オプションのような持分決済型株式報酬が、権利確定時、例えば所定の勤務期間(勤務条件)の完了時に、従業員にとって価値があるものか否かという点はこちらでは関係ありません。オプションは、アウト・オブ・ザ・マネー(権利行使しても利益が得られない状態)で、それゆえ行使されないかもしれませんが、IFRS第2号では、この場合の会計上の影響はありません。株式報酬費用は、勤務条件や市場以外の業績条件が満たされなかった場合のみ戻し入れが行われます。

13-3 変更と取り消し

昨今の世界各地の株式市場での株価下落で、企業は、付与したオプションが従業員にとって魅力的であり続けるためにも、オプションの条件の変更を検討することが考えられます。行使価格の切り下げのような公正価値を増加させる変更は、追加的な株式報酬費用を発生させることになります。追加費用は、公正価値の増加分、すなわち、変更後の資本性金融商品の公正価値と元の資本性金融商品の公正価値をいずれも変更日で測定して求めた両者の差によります。権利付与日の公正価値に基づく既存の株式報酬費用も引き続き認識されます。

さらに、企業が既存の持分決済型株式報酬の取り消しを検討している場合、取り消し年度においては、費用は減少するというよりむしろ増加することになります。これは、取り消しが、権利確定の加速的な認識として会計処理されるためです。

13-4 株式報酬の評価

株式報酬の多くは、評価モデルを使用する必要があります。この評価モデルの主要な計算要素(例えば、株価、ボラティリティ、予想配当)の多くは、現在の市場条件に左右されます。経営者は、評価モデルに使用される計算要素について十分に理解する必要があります。というのは、それらについて開示上、説明を求められる可能性があるからです。

14

退職給付制度

14-1 縮小又は清算のスキーム

年金制度の縮小及び清算は、リストラクチャリングプログラムや他のコストカット策の一つとして、より一般的になってきています。IAS第19号「従業員給付」では、縮小又は清算の影響を決定する前に、現在の保険数理計算上の仮定を使用して確定給付債務を再測定することを求めています。よって、経営者が結果的に縮小又は清算となる行動を決める際には、それらの発生日付近における保険数理人のアドバイスを入手する必要性について考慮することが必要です。

14-2 評価と仮定

制度債務と割引率

6-2セクションでは、確定給付年金制度の適切な割引率について議論しています。

制度資産

IAS第19号は、制度資産を公正価値で測定することを求めています。

不動産市場、株式市場ともに、ここ数カ月の間に大きく縮小しています。それゆえ、報告書日における制度資産の公正価値は前年度に比べて随分低くなることが見込まれます(ただし、財政状態報告書への影響は割引率が上昇することによって確定給付債務が縮小する影響額と相殺されるかもしれません)。

制度資産の期待運用収益

IAS第19号は、数理計算上の差異をその他の包括利益として即時認識することを許容しています。このオプションが選択された場合、その他包括利益の中の数理計算上の差異として表示される実際運用収益と期待運用収益の差額とともに、制度資産に生じた期待運用収益を損益計算書上で表示することになります。

今年、制度資産の実際運用収益は悪化する可能性があります。また、ここ最近の市場の混乱を鑑みると、株式や不動産における期待運用収益の再検討が必要になると思われます。(その結果、)不適切なレートを選択すると損益報告を誤る可能性があるため、制度資産の期待運用収益は多大な関心を集めそうです。

14-3 制度固有の積立要件

IFRIC第14号「IAS第19号－確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」は、2008年1月1日以降開始事業年度から適用となります。

ほとんどの場合、制度がIAS第19号でいうところの積立超過になっているときのみ制度固有の積立要件の存在が関係してきます。しかしながら、ある特定の状況において、この解釈指針による影響は確定給付年金制度のために認識される負債を増加させることとなります。それは以下のような場合に典型的に起こります。

- ・ 受託者及び企業が制度固有の積立要件に合意しており、
- ・ IAS第19号のもと、制度固有の積立要件の支払いによる資産の増加が、掛金の減額もしくは返還にならないような場合

15

外貨換算の問題

15-1 外国通貨

外貨建取引の会計処理はIAS第21号「外国為替レート変動の影響」に規定されています。以下で、外国通貨に関する開示の一般的な問題について解説します。

15-2 機能通貨と表示通貨

企業集団の会計方針によくみられる誤りは、企業集団の機能通貨に関するものです。IAS第21号第8項では、機能通貨とは企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨をいう、と定義されています。通常、企業が主にキャッシュを創出し支出する通貨がこれに該当します。すなわち、機能通貨は各企業に固有のものであって、企業集団の機能通貨などというものは存在しないのです。

機能通貨に選択の余地はありません。IAS第21号は機能通貨を決定する際に考慮すべき経済的要因や環境の一次・二次の指標の種類を挙げています。

表示通貨とは、財務諸表上で表示される通貨のことであり、企業が選択することができます。表示通貨が機能通貨と異なる場合には、企業はその旨と理由を開示しなければなりません (IAS第21号第53項)。

15-3 換算の方法

IAS第21号第21項では、外貨建取引は当初認識においては、取引日における機能通貨と当該外貨間の取引日における直物為替レートを外貨額に適用して機能通貨で計上しなければならないとされています。基準では、ある期間の為替レートに重要な変動がない場合には、その期間の平均レートを用いることも認められています。平均レートを用いた換算については、後述の15-5でさらに解説します。

資産や負債が貨幣性であるか非貨幣性であるかにより、各貸借対照表日における資産と負債の換算手順が変わります。貨幣性項目は報告日の直物為替レートで機能通貨に換算する必要があります。非貨幣性項目は取得価額で測定されているか公正価値で測定されているかにより、取扱いが異なります。取得価額で測定されている項目については、取得日の換算レートで換算されたままとなるため、換算は不要です。公正価値で測定されている非貨幣性項目は公正価値決定日の換算レートで換算されます。

15-4 連結財務諸表

連結財務諸表と外国通貨に関して忘れてはならない重要な問題がいくつかあります。

- グループ内取引残高に生じる為替換算差額は連結時に相殺消去されません。
実際のグループ内取引残高は相殺消去されますが、個別損益計算書で開示された為替換算差額は連結損益計算書でも認識されたままです。さらに、このような為替換算差額はIFRS第7号の為替変動リスクや感応度の開示にも影響を及ぼします。
- 個別企業の資産・負債や損益は親会社の表示通貨に換算されます。
資産及び負債は決算日レートで換算されるのに対し、IAS第21号は損益については実際のレートを使用することを求めています。妥当な近似値である場合には、平均レートを用いることもできます(15-5参照)。
- 同様の理由で、在外営業活動体の取得時に生じるのれんや公正価値の修正は決算日レートで換算されます。

15-5 平均レートの使用

上述のように、平均レートが換算日の実際のレートの「妥当な近似値」となっている場合には、ある期間の平均為替レートで外貨建取引を機能通貨に換算することが認められます。しかし、適用される換算レートが短期間のうちに大きく変動している場合には、平均レート(あるいは平均レートの基礎となる期間)を用いることが適切であるかどうかを再検討する必要があるかもしれません。また、在外営業活動体の損益を換算する場合や表示通貨に換算する場合(適用可能な場合)にも、同様の再検討が必要です。直近数ヶ月間の外国為替市場の変動が大きい場合には、平均レートを使用することが妥当でないこともあります。

16 後発事象

16-1 後発事象

IAS第10号「後発事象」では、経営者が、報告日から財務諸表の公表が承認される日までの間に起きた事象(企業にとって有利な事象と不利な事象の双方)をモニタリングすべきことが定められています。そして、このモニタリングは、経済の後退局面にある当期において特に重要です。これは、最近の新聞紙上をよくにぎわしている状況、たとえば、ある会社が政府の管理下になったというニュースが頻繁に新聞に掲載されていることを考えてみるとよいでしょう。

継続企業的前提に重要な疑義をもたらす後発事象が生じた場合、IAS第10号第14項では、継続企業的前提に基づかない財務諸表を作成することを求めています。

後発事象には2つの種類があります。

- ・ 修正を要する後発事象－報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する事象
- ・ 修正を要しない後発事象－報告期間後に発生した状況を示す事象

基準では、これらの両者について事例を紹介しています。では、以下で両者についてより具体的にみていきましょう。

16-2 修正を要する後発事象

修正を要する後発事象は、財務諸表に反映されなければなりません。これらの後発事象の中には、以前よりも投資家にとって重要性をもつものがあります。

- ・ 資産の減損－例えば、主要顧客の倒産や、報告日現在における在庫の価値よりもはるかに低い価格で行われた在庫のセール
- ・ 購入資産の原価－割引購入がある場合に、正確に公正価値が見積もられているか、購入した時点で無形固定資産が減損している可能性があるのではないか
- ・ 企業が実現不可能な投資案件を実行する可能性はないか

16-3 修正を要しない後発事象

重要な修正を要しない後発事象は、財務諸表の中で開示されなければなりません。これらの事象の中には、今後数カ月の間に投資家にとってより重要な情報となり得るものがあります。以下に列举しているものは重要な修正を要しない後発事象になり得る事象の例です。

経営者は、求められる開示情報に対して慎重に検討すべきです。というのも、IAS第10号の要求事項の一環として、財務的影響の見積りを開示することが求められているからです。

- ・ 報告日後の主要な企業結合、又は主要な子会社の処分
- ・ 事業廃止計画の公表
- ・ 重要なリストラクチャリングの発表又は着手
- ・ 報告日後における資産の価格又は外国為替レートの通常範囲を超える重要な変動

16-4 結論

経営者は、報告書日以後に起こる事象のレビューを慎重に行う必要があります。
投資家による後発事象への関心が高まってきており、後発事象をより深く、明瞭に開示する必要性が増してきています。

17 借入費用に関する新基準

17-1 イントロダクション

改訂されたIAS第23号「借入費用」は2009年1月1日以後開始会計年度、即ち2009年12月31日に終了する会計期間より適用されます(該当する報告期間の中間財務報告を含みます)。改訂前のIAS第23号では次のように選択が認められていました。まず、基本的な会計処理としては、借入費用を費用として認識するというものです。もう一方の選択可能な会計処理としては、適格資産の取得、建設、または製造に直接起因すると認められる借入費用を資産化するという方法が認められていました。しかし、改訂後のIAS第23号はこのような選択を認めていないため、借入費用の資産化は強制となりました。

17-2 将来に向けての適用

多くの企業にとって、旧基準の下では借入費用を費用として処理することが一般的であったため、IAS第23号(改訂後)の適用は会計方針の変更となります。但し、当該会計方針の変更は、資産化の開始日が会計基準適用日以後である支出に関して適用されます。

これは、新基準で該当する支出が会計基準適用日以前の場合には、改訂後基準は適用されず、従来の方針が費用化であった企業では、引き続き当該資産に係る借入費用を資産化しないことを意味します。但し、企業は改訂後基準の早期適用も認められます。

17-3 適格資産

経営者は企業の適格資産を識別するために会計方針を定める必要があります。基準には適格資産を識別するための数値基準は明記されていないため、経営者が定める方針には、多く場合、判断基準を記載することが求められます。さらに経営者は、棚卸資産や公正価値で測定される資産は資産化の対象外であることも認識する必要があります。

17-4 資産化すべき借入費用

基本的な原則は、資産化すべき借入費用とは、適格資産への支出がなければ避けることのできた借入費用です。しかし、この原則の適用は困難なことが多く、専門的な判断が必要とされます。

資産化すべき借入費用に関する規則は、借入費用が特別目的のものか一般目的のものかで異なります。特別目的の借入では、資産化すべき借入費用の金額は発生した借入費用の実額ですが、一般目的の借入では、基準は資産化率の使用を求めています。このため経営者は早期の段階で、資産化すべき借入費用の金額を決定するために、特別目的の借入を識別する必要があります。

適格資産の資金調達が一般目的と特別目的の借入の組み合わせで行われている場合には、経営者は資産化すべき借入費用を識別するための適切な会計方針を定める必要があります。

多くの種類の費用、例えば換算差額やデリバティブ損益については、基準は資産化すべき費用を識別するための特別な指針を含んでいません。このため、これら分野でのIAS第23号の適用は困難です。これらの項目について、経営者は適切な会計方針を定める必要があります。

17-5 企業集団における状況

我々の経験では、企業はしばしばIAS第23号を企業集団すべてに適用することが困難となります。経営者は以下の主要な項目に留意する必要があります。

- ・ 親会社の個別財務諸表または子会社の個別財務諸表での外部及び内部の借入費用の処理; 一般的には内部での借入費用は、当該報告企業が内部借入費用と適格資産を有する場合には個別財務諸表で資産化されます。
- ・ 親会社の連結財務諸表での外部及び内部の借入費用の処理; 内部借入費用は消去され資産化することはできません。
- ・ 企業集団の一企業により適格資産が建設され、借入費用が他社で生じる場合に連結財務諸表上の問題が生じます; 一般的には、ある企業で生じる外部借入費用は、企業集団の他社にある適格資産のためであれば資産化する必要があります。

17-6 結論

多くの企業は借入により適格資産取得の資金調達を行っているため、IAS第23号は大部分の企業にとって重要な基準です。新しい基準は多くの場面で判断を求めており、適用は複雑なものとなるでしょう。2009年12月31日に会計年度が終了する企業にとって、新しい会計上の要求は強制的なものであり(同一会計年度に対する中間財務諸表を含む)、そのため経営者は十分な時間をかけて適切な会計方針を定める必要があります。

18

2009年度から適用される主要財務諸表の 変更点(2007年改訂 IAS第1号)

18-1 はじめに

IAS第1号「財務諸表の表示」の改訂版は、2009年1月1日以降開始する事業年度から適用され、しかも遡及的な適用が求められます。IAS第1号は、IFRSにおける財務諸表の基本的な枠組みを提示するものであり、IFRSに基づき会計報告を行う企業にとっては非常に重要な基準になります。

改訂基準は2009年12月31日の会計年度末に適用され、当該年度の間接財務報告書にも影響を及ぼします。まず中間財務報告書が、期末に採用される基準に準拠する必要があります。

18-2 包括利益計算書

おそらく最も重要な変更点は、事業年度中に認識された全ての収益と費用を、「包括利益計算書」だけに表示するか、それとも「損益計算書」と「包括利益計算書」の二つの計算書に表示するかにあります。包括利益には、通常の損益の他に、IFRSに従い損益とは別に報告される利得や損失も含まれます。その他の包括利益には、再評価剰余金、保険数理上の差異、売却可能金融資産の公正価値の変動があります。これらの項目は、従来は資本の部に計上されていましたが、将来的には配当の支払や資本金の変動のような持分取引とは区別して報告されるようになるでしょう。また、新しい基準では、小計部分での伝統的な純損益の表示のみでなく、業績指標としての包括利益に着目していますので、アナリストの財務諸表の読み方も変わるようになるでしょう。

新しい基準は、「認識収益費用計算書」がもはや認められないことも意味しているのです。

18-3 主要な財務諸表の名称の変更

IAS第1号の改訂版では、主要な財務諸表の名称が次のように変更されています。

- ・「Balance sheet(貸借対照表)」から「Statement of financial position(財政状態計算書)」
- ・「Cash flow statement(キャッシュ・フロー計算書)」から「Statement of cash flows(キャッシュ・フロー計算書)」
- ・「Statement of recognized income and expenditure(認識収益費用計算書)」から「Statement of comprehensive income(包括利益計算書)」

このような名称の変更は大いに注目されますが、それらの使用は強制ではありません。それよりむしろ、名称の変更よりも注目度は低いが多大な影響が考えられる変更、つまり、特定の状況では追加の比較情報の開示が必要になるという点に着目することが賢明です。

18-4 第3の財政状態計算書

2007年に改訂されたIAS第1号では、財務諸表一式(関連注記を含む)の比較期間のうち、次年度の期首現在の貸借対照表(あるいは、財政状態計算書)の追加的表示を求める規定を導入しています。ただし、当期において企業が以下のような場合に適用となります。

- 1つ、もしくは複数の会計方針の変更を遡及的に行う。
- 誤謬の訂正のために遡及的な修正再表示を行う。
- 財務諸表の組替を行う(IAS第39号)。

また、次の事項に起因して、追加的な財政状態計算書が要求されることはありません。

- 将来的な会計方針の変更
- 利得や損失のその他の包括利益から純損益へのリサイクリング(IAS第1号第92項から第96項に記載のある「再分類調整」)

18-5 まとめ

経営者は、今やIAS第1号(2007年改訂)の採用が与える財務諸表の表示への影響を考慮する必要があります。既に示したように、改訂は2009年12月31日の会計年度末に適用され、それに応じて、当該報告期間の中間報告書から適用されることになります。

19

2009年に行われたその他の重要な基準の変更点

19-1 イントロダクション

このTop 20 TrackerはIFRSの適用要件を包括的にまとめたチェックリストというものではありません。この章では、2009年1月1日以降に開始する会計期間に発効する基準の改定や修正により翌会計期間に課題が生じる可能性のある領域を取り上げます。

IAS第23号およびIAS第1号の改訂版の適用要件については、17節および18節で取り扱っています。

19-2 IFRS第8号

IFRS第8号「事業セグメント」は2009年1月1日以降開始する年度からIAS第14号「セグメント別報告」に置き換わります。IFRS第8号が適用された場合、比較可能性を高めるため過去に報告した情報の修正再表示が求められます。必要な情報が入手できず、かつ修正再表示のコストが大きすぎる場合には修正再表示しないことが認められますが、実際にはそれが認められることはあまりないと考えられます。

IFRS第8号では、IFRSを適用して財務諸表を作成する企業に対して新たな開示要件が規定されています。IFRS第8号は企業が事業セグメントを報告する際に「マネジメント・アプローチ」を適用しなければなりません。したがって、年度財務諸表で開示される情報は経営者がセグメントの業績を評価したり、各事業セグメントに経営資源をどのように配分するかを決定する際に内部的に利用する情報と同一のものとなります。IFRS第8号はIAS第34号「中間財務報告」にも影響を与えます。IFRS第8号の適用初年度には、中間財務報告に間に合うようにゆとりを持って取り組む必要があります。

IFRS第8号は内部的に報告された測定値に基づいて金額を開示することを求めています。開示される経営者の情報はIFRSに規定されていない方法で測定されている可能性があります。

IFRS第8号はIAS第14号と同じ適用範囲となります。株式や債券が上場されている企業や公開市場に株式や債券を発行する過程にある企業にはセグメント情報の開示が求められています。

19-3 IFRS第2号の改訂

改訂IFRS第2号「株式報酬—権利確定条件及び取消し」は、2009年1月1日以降開始する年度から発効します。この改訂は持分決済型の株式報酬にのみ影響を及ぼします。この改訂では新しい用語「権利確定条件以外の条件」が導入され、付与日の公正価値を計算する際に権利確定条件以外の条件を考慮すること及び権利確定条件以外の条件が満たされない可能性が求められます。この改訂が遡及適用された場合、権利確定条件以外の条件が存在する場合には過去に計算された付与日の公正価値を再計算する必要が生じます。そのため、この改訂は2008年12月期末以前には発効しませんが、現段階から権利確定条件以外の条件を認識しはじめ、付与日の公正価値に及ぼす影響を計算する価値はあります。この改訂は特にSave As You Earn (SAYE; 給料天引きによる預金。満期日には預金で自社株を購入するか、預金を払い戻すかの選択ができる)に対し、重要な影響を及ぼします。それは従業員が預金をすることを要求する条件が権利確定条件以外の条件に該当するからです。従業員が預金をやめた場合には、取り消しとして扱われます。

19-4 プッタブル金融商品と清算によって生じる債務

2009年1月1日以降に開始する年度から、IAS第32号「金融商品：表示」の改訂版が強制適用となります。この改訂により、現在負債に分類されている金融商品の一部が将来、資本性金融商品として取り扱われることとなります。影響を受ける金融商品は次のようなものです。

- ・ 所有者が償還を請求する権利を有する金融商品（「プッタブル金融商品」と呼ばれているもの）
- ・ 清算時にのみ企業の純資産の比例的な取り分を他の当事者に引き渡す義務を企業に課す金融商品

プッタブル金融商品の一般的な例としては、パートナーシップにおける利息、共同組合組織における持分、集団投資ビークルにより発行されるユニットが挙げられます。そのような金融商品の中には改訂により分類が変わるものがあるかもしれません。しかしながら、現在負債とされている金融商品が資本性金融商品に分類されるためには、多くの厳格な要件を満たさなければなりません。

この改訂は対象範囲は狭いものの、企業が影響を受ける場合、その影響は非常に大きなものとなるでしょう。

20 その他

20-1 イントロダクション

この章では、多くの企業がIFRS適用に際して困難と感じている具体的な領域について取り上げます。

20-2 非継続事業

売却目的で保有する分類

IFRS第5号「売却目的で保有する非流動性資産及び非継続事業」において売却目的で保有する項目の分類は、財務諸表に多くの影響を与えます。例えば、

- ・ 売却目的で保有する資産の売却費用控除後の公正価値がその資産の直前の帳簿価額より低い場合の評価減
- ・ 売却目的で保有する資産の減価償却の停止

財務諸表に企業のポジションとパフォーマンスを適切に反映することを確保するためには、売却目的で保有する資産を正確に分類することが大切です。

売却費用控除後の公正価値

上述の通り、売却目的で保有する資産の売却費用控除後の公正価値が直前の帳簿価額より低い場合に、売却費用控除後の公正価値まで評価減する必要があります。ある資産が売却目的で保有する資産分類になるときは、その売却費用控除後の公正価値を見積ることが必要です。現在の経済環境においては、追加的な評価減が生じないこと(財務諸表に重要な虚偽表示がないこと)を確保するために、売却費用控除後の公正価値を詳細に見積もる必要があるでしょう。

20-3 経営幹部の報酬

IAS第24号「関連当事者」についての開示では、関連当事者に関する開示を規定しています。IAS第24号では、企業に対して、企業の関連当事者として主たる経営幹部を検討することを求めています。いずれの上級管理職が主たる経営幹部の定義に当てはまるかの範囲は経営者の判断によります(単純に親会社の経営者だけでなくより広い個人を含む可能性があります)。IAS第24号第16項では、主たる経営幹部の報酬に関連して求められる開示について規定しています。これは必ずしも世界中の国における役員報酬の開示と同じではないでしょう。

IAS第24号の主たる経営幹部の報酬の開示対象から省かれたものの中で最もよく知られたものは、株式報酬による金額です。ここでIAS第24号における開示は、IFRS第2号—株式報酬で主たる経営幹部に対する賞与として認識された費用に関係します。

20-4 例外的項目

多くの国におけるローカルGAAPと対比的に、「例外的項目」はIFRSでは用いられていません。ただ、例外的項目に最も近い項目がIAS第1号にあります。そこでは、「企業の財務業績を理解するのに目的関連性がある場合に (IAS第1号第85項) ”個別の損益計算書もしくは包括利益計算書に追加的な表示科目を表示すべきことや、“収益又は費用の構成要素が重要な場合には、企業はその内容及び金額を個別に開示しなければならない (IAS第1号第97項)。”ということ述べてられています。IAS第1号第97項で要求されている開示は個別の損益計算書 (包括利益計算書) もしくは注記事項の文面上で開示されます。

企業がIFRSの財務諸表において例外的項目を記述した場合、それらの項目を例外的であるとした企業の方針を説明するために、IAS第1号第117項に従って会計方針を記載する必要があります。典型的に、それらは重要な項目であり、それゆえ、企業の財務業績の理解への関連性から、個別にもしくは同様のタイプごとに集計して、それらの大きさと発生頻度を開示する必要があります。

例外的項目は、IFRSに存在しない特別項目と混同してはいけません。全ての収益及び費用は経常的な項目なのです (IAS第1号第87項)。

20-5 有形固定資産

IAS第16号「有形固定資産」では、有形固定資産の残存価額と耐用年数は、最低限年度末に見直されなければなりません。残存価額は、耐用年数の終了時点における当該資産の価額の現在価値をベースとしています。それゆえ市況の悪化を反映するよう、引き下げる必要があるかもしれません。

20-6 棚卸資産会計

販売量と活動のレベルが減少することによって棚卸資産の陳腐化が進み、結果として棚卸資産が正味実現可能価額より大きい金額で表示されないようにIAS第2号「棚卸資産」に従って評価減をする必要が出てきます。また、生産水準が低くなると、生産設備の通常時の生産能力をベースに算定した間接固定費の分配率をそのまま使用することが適切か否かについての疑問が出てくるかもしれません。

20-7 引当金及び偶発負債

リストラクチャリング計画は、引当金が計上された時点を超えて問題を引き起こします。直接的にリストラクチャリングに関する支出だけが、引当金に含まれるかもしれません。IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」は、リストラクチャリング引当金を計上すべき多くの状況を規定しています。

企業が、購入を義務付けられた商品やサービスその他について、もはや利用することが期待できなくなった結果、固定資産のリースや長期の供給契約などの未履行契約は企業の負担になるかもしれません。

さらには、現在の環境下におけるクレームや訴訟の増加が、引当金の認識や偶発債務の開示に対する問題につながっていくかもしれません。

20-8 公表はされているが、まだ有効となっていない基準

IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」は、公表はされているが、まだ有効となっていない新しい基準もしくは解釈指針を適用していない企業に、次のような事項を開示するように要求しています。それは、新基準もしくは解釈指針が発行されているがまだ適用されていないこと、起こり得る影響の評価に関連性のある、既知の又は合理的に見積可能な情報の2つです (IAS第8号第30項)。

我々の見解では、その開示対象は、会計方針もしくは重要な開示の変更によって影響があると思われる基準と解釈指針のみと考えています。ただし、その中には新しい基準と同様に、現存の基準の改正も含まれています。会計方針の変更は、通常、認識と測定に影響しますが、表示の変更と重要な開示の変更にも影響するのです (IFRS第8号のイントロダクションより)。主要な新基準が発行されたとき (例えば新しい企業結合会計基準)、たとえ現在の財務諸表に何の影響も与えないとしても、会計方針の変更について言及することは非常に参考になります。



www.gti.org

© 2010 Grant Thornton Taiyo ASG . All right reserved.